

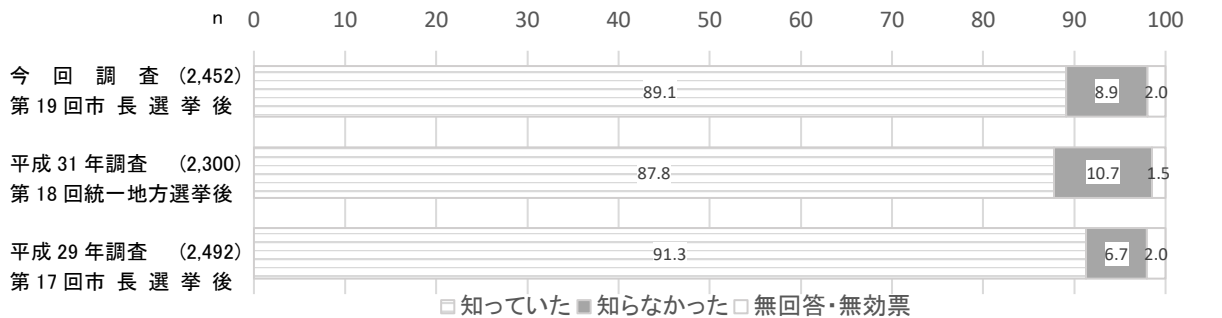
VI 選挙意識

1 政治家の寄附が罰則の対象となることの認知と認知媒体

◇ 政治家の寄附が罰則の対象になることを「知っていた」人は 89.1%

問21 政治家が選挙区内の人に寄附をすることは禁止されており、原則として罰則の対象となりますが、あなたはこのことをご存じでしたか。(○は1つだけ)

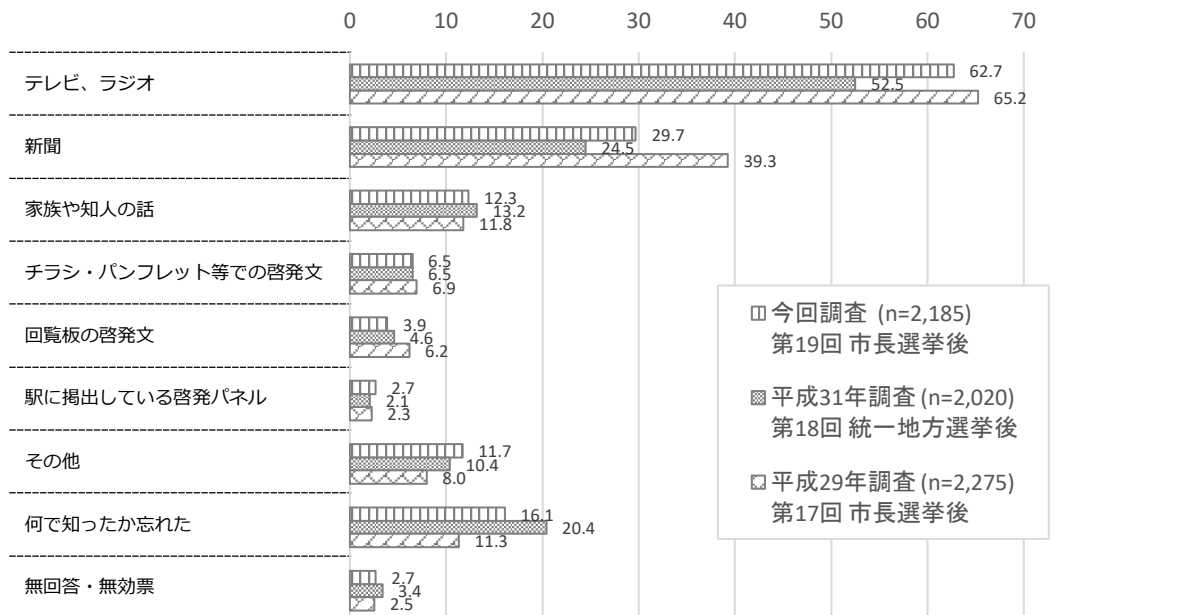
図表VI-1-1



(問21で「1 知っていた」とお答えの方に)

問21-1 あなたは、このことを何で知りましたか。次の中からあげてください。(○はいくつでも)

図表VI-1-2



政治家が選挙区内の人に寄附をすることは禁止されており、原則として罰則の対象となることを「知っていた」は 89.1%、「知らなかった」は 8.9%となっている。(図表VI-1-1)

政治家の寄附が罰則の対象となることを「知っていた」と答えた方(2,185人)に、知ったきっかけを聞いたところ、「テレビ、ラジオ」が 62.7%で最も多く、次いで「新聞」(29.7%)、「家族や知人の話」(12.3%)などの順となっている。

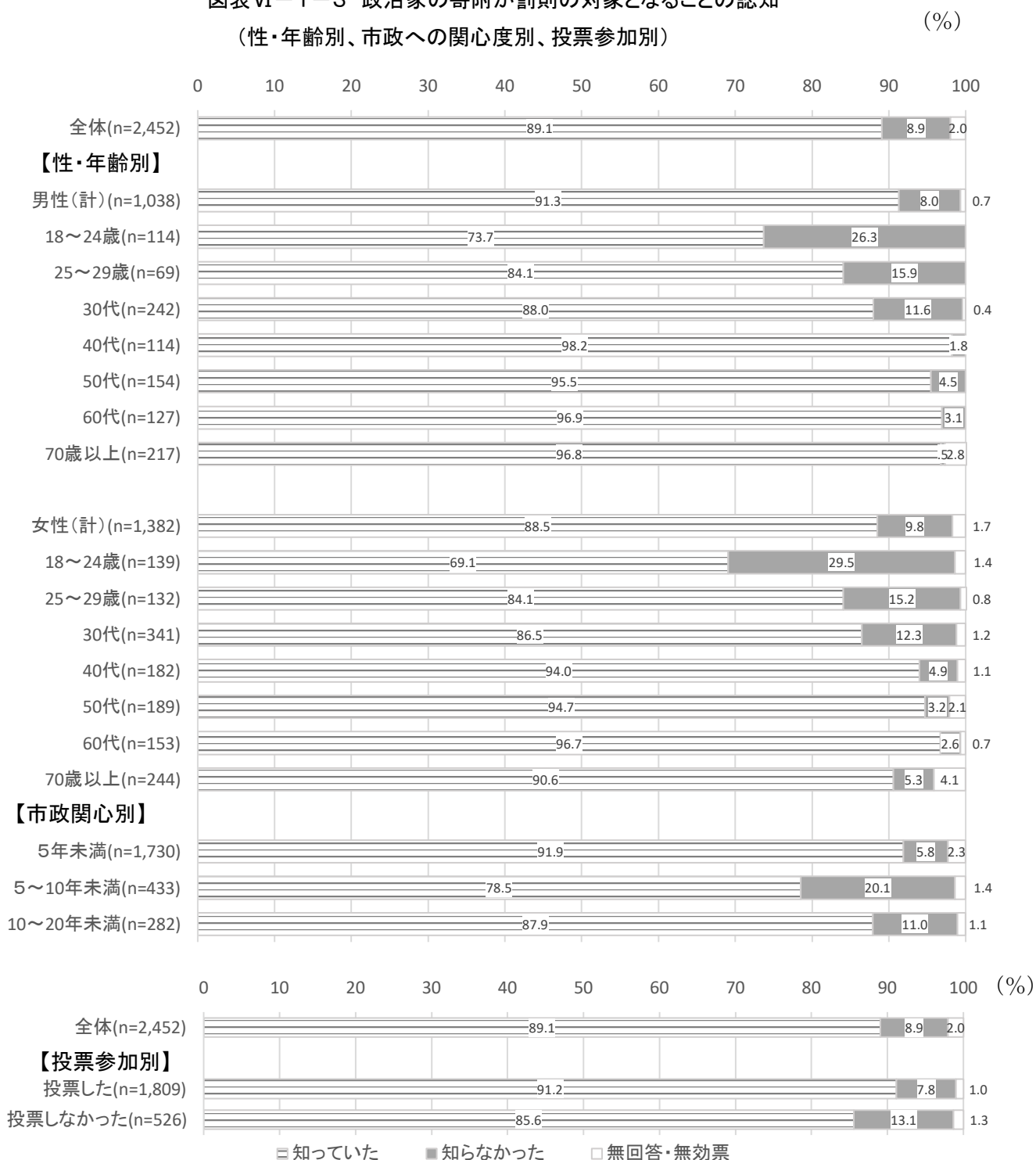
平成31年調査(第18回統一地方選挙後)と比較すると、上位5項目において、「テレビ、ラジオ」、「新聞」は増加し、「家族や知人の話」、「回覧板の啓発文」は減少している。「チラシ・パンフレット等での啓発文」は平成31年調査と同じ割合となった。(図表VI-1-2)

性・年齢別にみると、「知っていた」は、男女ともに「18～24歳」が最も低くなっており、おおむね年代が高くなるにつれて割合も高くなっている。(図表VI-1-3)

市政への関心度別にみると、「知っていた」は『関心がある(計)』(91.9%)の方が、『関心がない(計)』(78.5%)より13.4ポイント高くなっている。(図表VI-1-3)

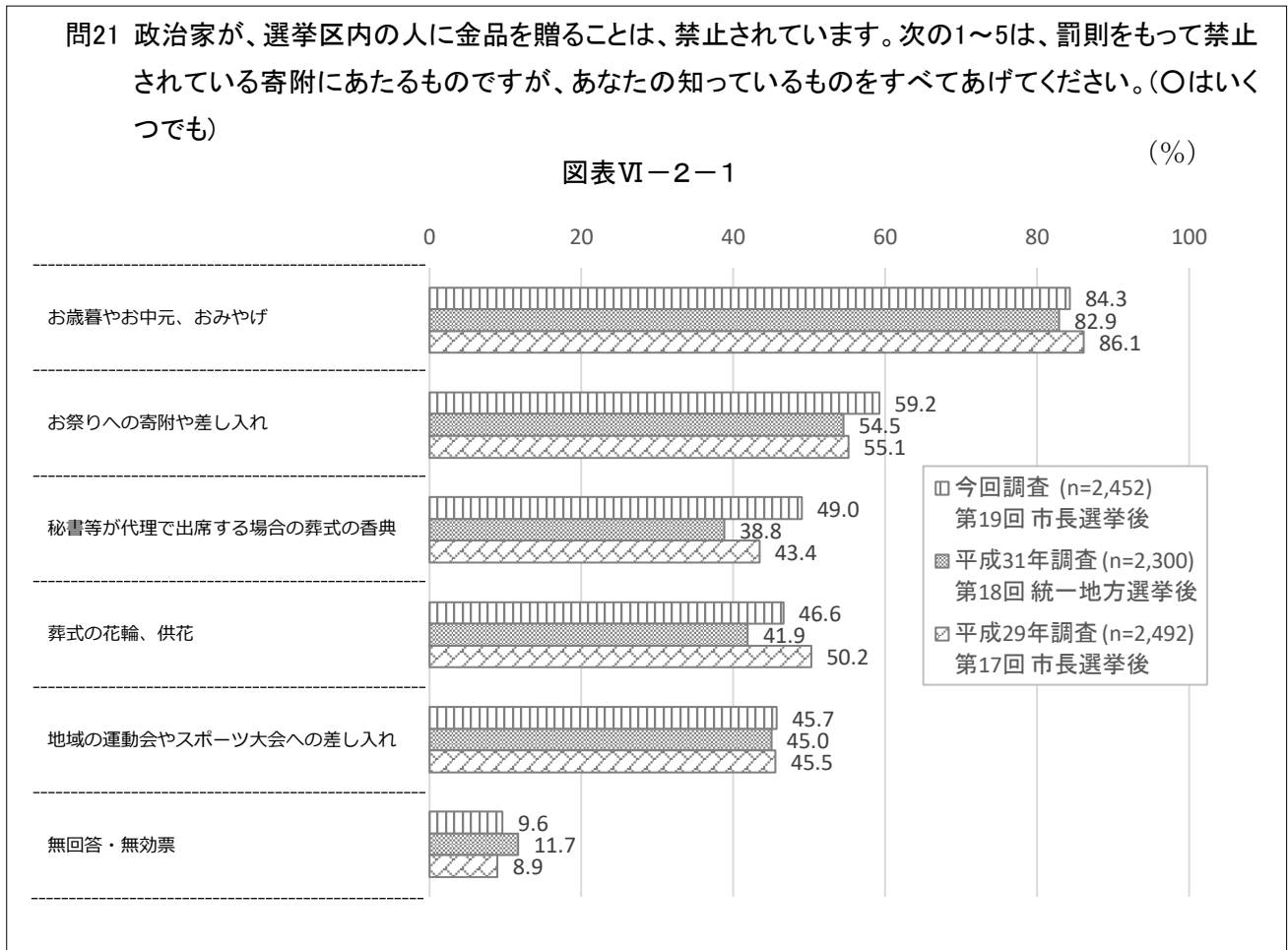
投票参加別にみると、「知っていた」は、「投票した」(91.2%)の方が、「投票しなかった」(85.6%)より5.6ポイント高くなっている。(図表VI-1-3)

図表VI-1-3 政治家の寄附が罰則の対象となることの認知
(性・年齢別、市政への関心度別、投票参加別)



2 罰則をもって禁止されている寄附にあたるもの

◇ 「お歳暮やお中元、おみやげ」が84.3%



罰則をもって禁止されている寄附にあたるものを知っているか聞いたところ、「お歳暮やお中元、おみやげ」が84.3%で最も多く、次いで「お祭りへの寄附や差し入れ」(59.2%)、「秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典」(49.0%)、「葬式の花輪、供花」(46.6%)、「地域の運動会やスポーツ大会への差し入れ」(45.7%)の順となっている。

平成31年調査(第18回統一地方選挙後)と比較すると、全ての項目で増加している。(図表VI-2-1)

性・年齢別にみると、「お歳暮やお中元、おみやげ」は男女ともすべての年代で最も高く、女性18～24歳を除いてすべて70～90%台となっている。「お祭りへの寄附や差し入れ」は『男性（計）』（63.5%）の方が『女性（計）』（56.7%）より6.8ポイント高くなっている。「秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典」は『男性（計）』（54.9%）の方が『女性（計）』（45.0%）より9.9ポイント高くなっている。各項目とも、おおむね高い年代ほど知っているものの割合が高くなる傾向にある。（図表VI-2-2）

図表VI-2-2 罰則をもって禁止されている寄附にあたるもの（性・年齢別） (%)

